七　第四十三条の三第二項の規定に基づき報告する書類
八　第四十三条の四の規定に基づき届け出る書類
九　第四十五条の三第二項の規定に基づく証明の申請書に添付する書類
十　第四十六条第一項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき添付する書類
十一　第四十六条の三第四項の規定に基づき届け出る書類
十二　第四十六条の六の規定に基づき提出する資料
十三　第四十六条の八第一項の規定に基づき届け出る書類
十四　第四十六条の十の規定に基づき提出する資料
十五　第五十条の四第一項の規定に基づき添付する書類
十六　第五十条の七第一項の規定に基づく承認の申請書に添付する書類
十七　第五十条の七第二項の規定に基づき届け出る書類

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第六章　略］	［第一章～第六章　同上］
［第七章　無線局の運用の特例に係る手続（第三十一条の二―第三十一条の四）］	［第七章　無線局の運用の特例に係る手続（第三十一条の二―第三十一条の四）］
附則	［第八章　雑則（第三十二条）］
（記載事項の省略）	附則
第十五条　［略］	（記載事項の省略）
2　法第六条第一項第九号に規定する契約の内容は、既に免許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許の申請をしようとする場合（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。	**第十五条**　［同上］
［3・4　略］	2　法第六条第一項第九号及び第二項第六号に規定する契約の内容は、既に免許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許の申請をしようとする場合（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。
［削る］	［3・4　同上］
	第八章　雑則
	（電磁的方法により記録することができる提出書類等）
	第三十二条　次に掲げる書類等のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により記録し、提出することができる。
	一　第四条第一項に規定する書類
	二　第五条第二項に規定する書類